省エネルギー対策の概要

- ▶ 世界のエネルギー需給の構造的逼迫が懸念され、地球温暖化問題への対応が迫られる中、一層の省エネルギー対策の推進が必要。
- → 省エネ法に基づき民間におけるエネルギー自主管理やエネルギー消費機器の効率向上に向けた取組を徹底。平成18年4月施行の改正省 エネ法に基づく運輸部門等の措置を着実に実施。
- 定業・民生・運輸の各部門における省エネルギー関連機器・システム等の導入普及支援、関連する 短期・中期の省エネルギー技術開発等の施策を総合的に推進。

産業部門

民生業務部門

民生家庭部門

運輸部門

省エネ法に基づく措置(05年8月一部改正、06年4月施行)

改正前

〇産業部門

・熱・電気それぞれ別々の管理を義務づけ。

現行

・熱と電気の一体管理を 義務づけ。

〇民生部門

- ・大規模非住宅建築物の新築・増改築時における省エネ措置の届出。
- ・大規模修繕等における省エネ措置、 大規模住宅の届出義務追加。

〇運輸部門

新設

・一定規模以上の輸送事業者、荷主に対し、新たにエネルギー使用量等の報告を義務づけ。

トップランナー基準(省エネ法)

高効率設備の導入促進(補助、税制、融資)

- 〇省エネ設備の導入支援を強化。 [06fy 260億円 → 07fy 286億円]
- ○エネ革税制(特別償却等)を見直し延長。特に空調、照明等業務部門を充実。
- ○省エネルギーに資する事業に対し、低利融資。

省エネルギー技術開発等の総合的な推進

○省エネ技術のブレークスルーを実現するため、波及効果が大きく、より投資効果の高い技術開発を 重点的に支援。 省エネルギー技術開発プログラム [06fy 523億円 → 07fy 502億円]

> 住宅・建築物分野における高効率給湯、 空調設備等の導入促進

<u>[06fy 254億円 → 07fy 242億円]</u>

エネルギーの使用の合理化に関する法律の概要

- → 二度の石油危機を契機として、エネルギー需要面における実効性ある省エネルギー対策を強力に推進することにより、我が国のエネルギーセキュリティを確保するとともに環境と調和した経済活動の確保を目指して、昭和54年に制定。
- 》 以後、地球温暖化問題の深刻化等を背景に、過去4度の改正を行い、措置の強化を 行ってきた。

工場•事業場

○エネルギー使用量が多い工場

(エネルキー使用量3,000kl/年)

【義務】

- ・エネルキー管理者の選任
- 中長期計画の策定
- ・エネルキー使用状況等の定期報告

○エネルギー使用量が中規模の工場

(エネルキー使用量1,500kl/年)

【義務】

- エネルキー管理員の選任
- エネルキー使用状況等の定期報告

情報提供

一般消費者への情報提供

- ・電力・ガス会社等による省エネ機器 普及や情報提供事業の実施と実績 の公表
- ・家電等の小売業者による店頭での 分かりやすい省エネ情報(年間消費 電力、燃費等)の提供

運輸

1. 輸送事業者(貨物・旅客)

〇<u>一定規模以上の輸送能力を</u> 有する事業者

(保有車両数 トラック200台以上、 鉄道300両以上等)

【義務】

- 中長期計画の策定
- ・エネルキー使用状況等の定期報告

2. 荷主

○<u>一定量以上の輸送量を</u> 有する荷主

(年間輸送量が3000万トンキロ以上)

【義務】

- ・計画の策定
- ・委託輸送に係るエネルキー使用状況等の定期報告

住宅•建築物

○<u>一定規模以上の住宅を含む</u> 建築物の新築、大規模改修を 行う建築主・所有者

(延べ床面積2,000㎡以上)

【義務】

- ・省エネ措置の届出
- ・ 維持保全の状況について定期の報告
- 建築主・改修を行う者、所有者 に対して、建築物の設計、施 工及び維持保全について指導、 助言。
- 住宅の設計・施工について国 、土交通大臣が指針公表。

機械器具に係る措置

<トップランナー基準>

- ・乗用自動車、エアコン、 テレビ等の省エネルギー 基準。それぞれの機 器において現在商品 化されている製品のう ち最も優れている機 器の性能以上にする ことを求める。
- ・新たに、液晶・プラスマ TV、DVDレコーダ、重 量車を対象追加。

住宅・建築物分野の省エネルギー基準と対策の強化

【省エネ基準の概要】

建築物 判 断基 ■建築物の外壁、窓等を诵しての熱の損失の防止のための措置 : 年間熱負荷係数(PAL)

* PAL: Perimeter Annual Load 値が小さいほど断熱性能が高い。

■建築設備(※)に係るエネルギーの効率的利用のための措置: エネルギー消費係数(CEC)

※空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備、エレベータ

*CEC: Coefficient of Energy Consumption 値が小さいほど効率性が高い。

住宅 判 断基準

■断熱性・日射遮蔽性 : 年間暖冷房負荷 又は 熱損失係数及び夏期日射取得係数

■気密性 : 相当隙間面積

■その他(防露性能の確保、換気量の確保、暖房機器等による室内空気質汚染の防止、暖房及び冷房に関わる エネルギー効率の確保、防暑のための通気経路の確保)

■住棟単位で設置される建築設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置 : エネルギー消費係数(※) ※建築設備のうち、照明設備、エレベータのみ数値基準が定められている。

【省エネ措置の届出義務】

改 正

2,000㎡以上の建築物(非住 宅)

・新築・増改築の際、省エネ措置し 係る事項を所管行政庁に届出

・省エネ措置が著しく不十分 → 指示•公表



2.000㎡以上の建築物(非住宅)

- ・新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置に係る事項を所管 行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

2.000 ポ以上の住宅

- ·新築·増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置に係る事項を所管 行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

改正法の施行日 : H18.4.1 (H17.8.10 公布) 2